



# 静岡市消防局からのお知らせ

平成30年4月1日から静岡市内の  
「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化  
に関する法律」に基づく申請・届出の窓口が、静岡  
県から静岡市消防局に変わりました！

今まで静岡県知事が行っていた「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の事務が、指定都市の長（静岡市、浜松市）に権限移譲されました。

これに伴い、**静岡市内の液化石油ガス**に関する届出等の窓口が、静岡県から、**静岡市消防局消防部予防課保安係**に変更となります。

## ※ 注意事項

- 1 試験や免状交付については、これまでと変わりません。  
(1) 試験：高圧ガス保安協会（KHK・03-3436-6106）  
(2) 免状交付：高圧ガス保安協会
- 2 液化石油ガスの販売店等について  
支店や営業所が全て静岡市内にあるものは、静岡市の所管となります。
- 3 保安機関について  
保安業務の対象となる消費者にガスを販売する販売店が全て静岡市内にあるものは、静岡市の所管となります。
- 4 特定液化石油ガス設備工事事業の届出について  
事業所の所在地が静岡市内にあるものは、静岡市の所管となります。

## ☆その他主な変更点

静岡市では、申請に必要な手数料は、**現金**又は  
**納付書**でのお支払いとなります。  
(窓口でご案内します。)



**静岡市、浜松市以外**の地域につきましては、これまでどおり  
静岡県消防保安課が窓口となります。